

ラオス人民民主共和国
商標規則
商工省 No. 0436, ビエンチャン
2023 年 3 月 30 日

目次

第 1 章	総則
第 1 条	目的
第 2 条	商標
第 3 条	定義
第 4 条	範囲
第 2 章	商標登録
第 5 条	標章の種類
第 6 条	商標の調査
第 7 条	商標登録のための書類一式
第 8 条	商標登録出願の手続
第 9 条	出願日の認定を受けるための最小要件
第 10 条	標章の見本に係る要件
第 11 条	商品又はサービスの一覧
第 12 条	商品又はサービスの区分
第 13 条	商標登録証を取得できる標章
第 14 条	商標登録出願を審査するための原則
第 15 条	方式審査
第 16 条	出願の公開及び異議申立
第 17 条	実体審査
第 18 条	権利の部分放棄
第 19 条	出願の分割
第 20 条	標章の種類の変更
第 21 条	出願の補正
第 22 条	商品又はサービスの区分の追加
第 23 条	商標登録
第 24 条	商標登録の公告
第 3 章	商標登録後の手続
第 25 条	商標登録後の情報の訂正
第 26 条	商標登録証の謄本の請求
第 27 条	商標登録後の訂正
第 28 条	商標登録の取消し又は削除
第 29 条	保護期間

第 30 条 権利の移転及び権利の移転の記録

第 31 条 商標の使用許諾

第 32 条 新たな書類の作成

第 4 章 商標登録及びその他の手続に関する代理人

第 33 条 商標登録及びその他の手続のための代理人になることができる者

第 34 条 委任状

第 5 章 商標業務の管理

第 35 条 商標業務の管理

第 36 条 知的財産局の権限及び義務

第 37 条 地方又は首都の商工局の権限及び義務

第 6 章 最終規定

第 38 条 実施

第 39 条 効力

第1章 総則

第1条 目的

本規則は、ラオス国全体で統一的な知的財産に関する法律を策定し、国家の社会経済の発展に寄与することを目的として、登録、登録後の手続、代理及び商標業務の管理などの商標業務の実施に関する原則及び規則を定める。

第2条 商標

商標は、個人、法人及び組織の商品又はサービスを他者の標章と識別するために商品又はサービスに使用される標章又は標章の組合せである。

第3条 定義

本規則で使用する用語は以下の意味を有する。

1. 「出願人」とは、商標登録、異議申立、更新、名称及び／又は宛先の変更、使用許諾、権利の移転、補正、一部若しくは全部の取消し、取下げに係る申請及び商標に関するその他の申立を提出した個人、法人若しくは組織又はかかる者の正当な利益を有する承継人をいう。
2. 「出願」とは、商標登録、異議申立、更新、名称及び／又は宛先の変更、使用許諾、権利の移転、補正、一部又は全部の取消し、取下げ及び商標に関するその他の申立に関する書類一式をいう。
3. 「異議申立人」とは、権利所有者又は第三者であって、商標登録出願に異議を申し立てる個人、法人又は組織をいう。
4. 「異議申立」とは、公報に公開された商標登録出願に対して異議申立人が異議申立を提出することをいう。
5. 「取消申請人」とは、商標登録の一部又は全部の取消申請を提出する権利所有者又は第三者をいう。
6. 「取消し」とは、商標登録の一部又は全部の取消申請を提出した取消申請人が、商標登録の一部又は全部の取消申請を提出することをいう。
7. 「削除人」とは、権利所有者又は第三者であって商標登録の完全な削除を申請する個人、法人又は組織をいう。
8. 「取下げ」とは、出願人が商標登録手続きの完全な撤回に係る申請を提出することをいう。
9. 「区分」とは、商標登録に関するニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類をいう。
10. 「出願の分割」とは、出願人による商品又はサービスの区分に従い1の商標登録出願の2以上の出願(各分割出願は原出願の標章に関する必要がある)への分割をいう。
11. 「権利所有者」とは、商標についての法的権利を有する個人、法人若しくは組織、権利の譲受人又はかかる者の利益の承継人をいう。
12. 「委任状」とは、権利所有者が、自身に代わって行為をするために1又は複数の者に、自己の権限を委任する書類をいう。
13. 「委任者」とは、地方又は首都の商工局及び知的財産局への商標登録出願又は他の行為

の申請の提出について、自身に代わって行為をするために 1 又は複数の者(代理人)に自己の権限を委任する権利所有者をいう。

14. 「代理人」とは、地方又は首都の商工局及び知的財産局に商標登録出願を提出し又は他の行為を行うことを権利所有者から授権された弁護士又は代理人をいう。

15. 「優先日」とは、出願人が、外国の他の庁又はラオス人民民主共和国内で、先に有効な登録出願した日をいう。

第 4 条 範囲

本規則は、ラオス人民民主共和国における商標の実施に関する国内外の個人、法人及び組織に適用する。

第2章 商標登録

第5条 標章の種類

標章には次の4種類がある。

1. 商標は、個人、法人又は組織の商品を他者の標章から識別することができる標章又は標章の結合である。標章は、パターンを含む語、署名、人名、数字形式、図形要素、形状、図、写真、絵、立体像、動画又は製品パッケージ及び色彩若しくは複数色彩の組合せ並びにこれらの標章の結合。
2. サービスマークは、個人、法人又は組織のサービスを他者の標章から識別することができる標章又は標章の結合であり、1に定める標章による。
3. 証明標章は、基準の証明に使用されるために法人若しくは組織が創作した又は商品又はサービスの証明の基準となる特性を有する標章である。当該標章は、原産地、原材料及び品質基準、安全性、衛生面を満たす製品の製造方法及びサービスの提供方法並びに特定分野の専門性を有する者が生産していることを示すために、第三者により使用される。
4. 団体標章は、協会、連合、その他の社会組織、協同組合、商工会議所などの共同組織又はその他の共同組織が承認した標章である。団体標章は、共同組織の商品又はサービスが他者の商品又はサービスとは異なることを示すために、当該組織の構成員のみが使用できる商標である。

第6条 商標の調査

個人、法人又は組織は、検索する商標が登録されているか否かを知るために、商品又はサービスの区分を指定し、手数料を納付して地方又は首都の商工局に商標検索の申請を提出することができる。あるいは、自身で知的財産局の知的財産情報サービスシステム上で検索することができる。

検索する商標が、外国語の語による及び／又は標章の図、画像、写真である場合、説明及び発音方法がラオス語により提供されなければならない。

知的財産局は、知的財産情報サービスシステム上で商標を検索し、申請の受領日から10就業日以内に結果を通知する。商標検索の結果は、裏付けのため又は法的証拠として使用できず、商標についての情報の予備的な検索にすぎない。

第7条 商標登録のための書類一式

商標登録の出願は次の書類を含む。

1. 知的財産局の書式に従う商標登録の願書
2. 委任状。代理人を通じて後日提出する場合は当該委任に関係する出願の受領証の写しを添付すること。
3. 標章を明確に表示する図、写真、画像又は見本
4. 標章に使用される商品又はサービスの区分及び一覧を指定すること。団体標章又は証明標章に係る出願の場合は、出願に当該標章を記載し、標章の使用、目的及び管理について説明すること。
5. 優先日(ある場合)についての書類又は証明書
6. 手数料及びサービス料金の受領証

英語による商標登録出願及びその他の添付書類は、出願から 90 日以内に知的財産法第 37 条に従いラオス語に翻訳しなければならない(個人、法人又は組織の名称及び宛先並びに技術用語は除く)、翻訳法人の認証を受けなければならない。当該翻訳書類は電子様式で知的財産局に提出しなければならない。出願人がこれらの要件を満たさない場合、出願は検討されず、取下げたものとみなされる。

第 8 条 商標登録出願の手続

出願人は、本規則第 9 条に規定する最小要件を遵守し、知的財産局の書式に従い、地方又は首都の商工局に又は電子的に、商標登録出願又は更新申請を提出することができる。

地方又は首都の商工局は、次の手順に従わなければならない。

1. 出願が本規則第 9 条に規定する最小要件を満たす場合に、出願を受理し、出願番号及び出願日を認定し、手数料及びサービス料金の受領証を発行する。
2. 次の手順に進むために、本規則第 7 条に要求される商標登録出願を知的財産局に提出する。
3. 出願人が出願の取下げを希望し又は出願を放棄し若しくは拒絶された場合、納付済の手数料及びサービス料金は返還されない。
4. 優先権期間の最終日が公休日又は地方又は首都の商工局が申請を受け付けない日である場合、局は当該期間を翌就業日まで延長しなければならない。登録出願の場合、知的財産法第 29 条に規定する優先権を主張できる期間は、基礎出願が受領された日である優先日から 6 月である。

第 9 条 出願日の認定を受けるための最小要件

本規則第 7 条 1、3 及び 6 に規定する商標登録の出願書類、国際分類に基づく保護を求める商品又はサービスの一覧の指定、納付済の手数料及びサービス料金の受領証。

商標登録の出願人は、通知の日から 60 日以内に本規則第 7 条に規定する出願要件を遵守した追加書類又は補正書類を提出しなければならない。そうしない場合、出願は取下げたものとみなされる。

第 10 条 標章の見本に係る要件

図、写真、画像、立体像又は動きの標章は、電子様式又は(艶消しの)上質紙の形式で作成され、標章のみを詳細かつ明確に表示し、商標登録を出願する標章の一部ではない他の要素(製品情報、製品の原産地、証明標章(FDA、ラオス国家基準、ISO)など)及び製品ラベルに含まれる他の情報を含んではならない。

標準文字標章は、フォントの名称及び標章として使用されるフォントサイズを 15～30pt の間で指定しなければならない。

語の標章は、ラオス語での説明及び発音を添えなければならない。

標章の主要な特徴を構成する色彩又は色彩の組合せを有する標章は、明確に色彩を特定し、又は色彩コードを特定しなければならない。

立体標章は、各寸法を特定しなければならない。

動きの標章は、標章の意味を説明し、すべての動きの詳細を示す標章の見本を 1 部提出しなければならない。これは出願時に電子ファイル様式で送信しなければならない。

第 11 条 商品又はサービスの一覧

出願人は、自身が使用する標章に関連する国際分類に関する商品又はサービスの一覧を本規則第 12 条に従って指定することができる。

出願人が商品又はサービスの一覧を指定する場合、地方又は首都の商工局は商品又はサービスの区分について助言し、確認しなければならない。

第 12 条 商品又はサービスの区分

商標、証明標章及び団体標章の登録出願は、随時改訂される国際分類(ニース分類)の出願時のものに従い、商品又はサービスの区分の番号及び類見出しを指定しなければならない。

出願の審査中に国際分類に改訂があった場合、地方又は首都の商工局は商標登録の出願人に正しい区分を指定して出願を補正するように通知しなければならない。国際分類の改訂により出願における区分の数が増加する場合、商標の出願人は増加した区分の手数料を納付する必要があるが、商標の保護の更新時には商品又はサービスの各区分の手数料を納付しなければならない。

第 13 条 商標登録証を取得できる標章

商標登録証を受けることができる標章は、知的財産法第 23 条に従い同法第 16 条に規定する要件を満たさなければならない。

第 14 条 商標登録出願を審査するための原則

商標登録出願の審査は、知的財産法第 28 条に定める原則に従わなければならない。同一期間に同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の商標登録出願が複数なされた場合、最先の優先日を有する出願が検討される。知的財産局は出願審査手続に従い審査を進め、先の優先日を有する出願を登録し、後の優先日を有する出願に拒絶査定を発行する。遅い方の優先日を付与された出願の検討が先に完了し、かつ、当該出願が登録の要件を満たす場合、知的財産権局は当該出願の検討を、最先の優先日を付与された出願の検討が完了するまで中断する。

商標登録出願の標章が周知標章又は地理的表示と同一又は類似する場合、出願は審査を受けることができるが、ラオス国又は他の国において登録された周知標章又は地理的表示より前の優先日を有していなければならない。審査官は、法的助言及び商標が知的財産法及び本規則に適合する可能性についての助言を行ってはならない。

第 15 条 方式審査

商標登録出願の受理後に、知的財産局は知的財産法第 33 条及び本規則第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に定める出願の有効性及び適合性についての方式審査を行わなければならない。方式審査は、出願の受領日から 60 日以内に完了しなければならない。

証明標章又は団体標章の登録出願については、本規則第 5 条 3 又は 4 に規定する要件に従い完全性、正確性及び適合性が審査される。

出願が不正確又は本規則第 9 条及び第 10 条に規定する要件に適合しない場合は、知的財産局は、地方又は首都の商工局が 3 就業日以内に商標登録の出願人に通知できるように、同局

に通知しなければならない。

商標登録の出願人が期限内に応答できない場合、知的財産局は、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を介して、出願人に出願が検討されず取下げたものとみなされる旨を知らせるように通知しなければならない。

出願が方式審査の要件を満たす場合、知的財産局は公報において出願を公開しなければならない。標章の見本の補正は、商標の要旨を変更するものであってはならない。

第 16 条 出願の公開及び異議申立

知的財産局は、方式審査の完了後 15 日以内に商標登録出願を公報において公開しなければならない。商標登録出願の公開は、次の情報を含まなければならない。

1. 商標
2. 商品又はサービスの区分
3. 出願番号及び出願日
4. 出願人の名称及び宛先
5. 保護についての権利の部分放棄

第三者は、知的財産法第 39 条に規定されるとおり、公報における公開の日から 60 日以内に、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて、サービス料金を納付して知的財産局の書式を提出することにより、出願に対する異議申立を提出することができる。

次の手順に進むために、地方又は首都の商工局は、異議申立書を知的財産局に送付しなければならない。

第 17 条 実体審査

知的財産局は、出願が本規則第 12 条に規定する要件を遵守するか否かを検討するために、知的財産局のデータベース及び国際データベースに基づき、知的財産法第 40 条に定義される実体審査を行わなければならない。

知的財産局は、出願が登録要件を遵守しない場合は、地方又は首都の商工局を通じて又は電子的手段を通じて、商標登録の出願人に商標登録の最初の拒絶理由通知を発行しなければならない。

商標登録の出願人は、地方又は首都の商工局又は電子的手段を通じて、最初の拒絶理由通知の発行の日から 60 日以内に、知的財産局に書類、情報、証拠、説明又は意見を提出しなければならない。商標登録の出願人が十分な理由を有して書面により知らせた場合、知的財産局は最初の拒絶理由通知の応答期限を更に 30 日延長することができる。このような知らせがない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

異議申立のない出願の場合、実体審査は出願の公開から 90 日以内に完了しなければならない。

第 18 条 権利の部分放棄

知的財産局は、標章の如何なる要素又は語において記述的な語又は一般的な用語、品質表示、商品又はサービスの特徴などで構成される場合、当該標章に排他権を認めてはならず、商標登録の出願人に通知しなければならない。

商標登録の出願人は、最初の拒絶理由通知の日から 60 日以内に、知的財産局に標章の主要

な要素ではない標章の如何なる要素又は語にも排他権を主張しない旨を表明することができる。

第 19 条 出願の分割

出願は、何時でも 2 以上の出願に分割することができるが、商標登録証の発行、拒絶又は取消しの前に行わなければならない。分割出願の提出には、提出された原出願を参照し、原出願の出願番号及び出願日を新規の各出願に明記することにより新規の出願が原出願から分割されたことを記載しなければならない。原出願は、商品又はサービスの区分の一覧の範囲内でのみ補正しなければならない。分割出願は、補正された原出願とともに本規則第 7 条に規定するとおり提出しなければならない。

各分割出願は、原出願と同一の出願日が認定され、各分割出願において手数料及びサービス料金を納付しなければならない。

第 20 条 標章の種類の変更

知的財産法第 42 条及び本規則第 21 条に従い、提出された当初の商標登録出願に明記された標章は、商標、団体標章又は証明標章に出願を変更することができる。

標章が団体標章又は証明標章に変更された場合は、商標登録の出願人は、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて、関係書類を添えて新規の出願を提出する必要がある。

第 21 条 出願の補正

審査期間中は、商標登録の出願人は、知的財産法第 42 条に規定するとおり、公式手数料及びサービス料金を納付することなく、何時でも出願を補正することができる。ただし、当該補正が標章の登録、拒絶査定又は当該出願の他の審査の終了前に行われることを条件とする。補正は、商品又はサービスの区分を追加してはならず、出願における標章の当初の特徴に変更を加えてはならない。

第 22 条 商品又はサービスの区分の追加

出願人は、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて、知的財産局の書式に従い、追加する必要がある商品又はサービスの区分及び項目の詳細を指定し、商品又はサービスの各区分に係る手数料を納付することにより、商品又はサービスの区分を追加することができる。

出願人が出願公開日の後であって登録前に商品又はサービスの区分の追加を申し立てる場合、知的財産局の書式に従い、追加の必要がある商品又はサービスの区分及び項目の詳細を指定することにより、商品又はサービスの区分を追加する申立を提出する。知的財産局は、商品又はサービスの区分を追加して出願を再公開しなければならない。

商標登録後に商品又はサービスの区分を追加するための申請については、商標登録の出願人は、知的財産局の書式に従い、新規の出願を提出し、公式手数料及びサービス料金を納付しなければならない。

第 23 条 商標登録

知的財産局は、出願が知的財産法及び本規則に定める登録要件を満たすときは、商標登録証

を発行し，知的財産局のデータベースシステムに関する関連情報を記録しなければならない。

第 24 条 商標登録の公告

商標の登録後に，知的財産局は公報に登録を公告しなければならない。

商標登録の出願人は，地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて，最初の公告から 60 日以内にサービス料金を納付することなく，誤記の訂正及び正しい情報の再公告を申し立てることができる。

第3章 商標登録後の手続

第25条 商標登録後の情報の訂正

商標権者は、サービス料金を納付して、知的財産局の書式に従い、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて申請を提出することにより、商標権者又は代理人の名称、宛先又は名称及び宛先に関する情報の訂正申請を提出することができる。

知的財産局は、知的財産局のデータベース上にすべての訂正を記録し、公報に公告しなければならない。

第26条 商標登録証の謄本の請求

商標権者は、ラオス人民裁判所の手続における証拠として使用するため、国外での商標登録のため及び損傷又は紛失した商標登録証又は更新証明書 の代わりとして、商標登録証の謄本を請求することができる。知的財産局に登録された商標の所有者は、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて、また、サービス料金を納付して、申請書式を提出しなければならない。

第27条 商標登録後の訂正

商標登録後は、商標権者は、サービス料金を納付して、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて申請を提出することにより、登録された商品又はサービスの区分について登録書類の情報を訂正し、商品又はサービスの区分を減じ、商標の一部の要素についての権利を放棄し、登録出願の文言中における誤記を訂正し又は商標の見本を訂正するための申請を提出することができる。

知的財産局に起因する商標登録証の誤記の訂正の場合は、出願人はサービス料金を納付する必要はない。

知的財産局は、訂正についての情報を公報に公告しなければならない。

第28条 商標登録の取消し又は削除

登録証が発行された商標が虚偽の情報を含み、情報を歪曲し、申請により真の所有者が主張され、情報を隠蔽し又は法令に違反若しくは適合しない何らかの行為を有すると知的財産局が認め、これが真実の場合、知的財産局は行政取消手続を進め、商標権者に通知しなければならない。

商標権者が通知に納得しない場合は、知的財産局又は人民裁判所における行政審理を請求することができる。

第29条 保護期間

商標は、出願日から10年の保護期間を有する。前回の登録日が記載される登録商標の場合は、商標は更新時の登録日から10年の保護期間を有するとみなされる。

登録商標が満了するときは、商標権者は、手数料及びサービス料金を納付して、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて、保護期間更新に係る申請を提出することにより10年ごとに更新することができる。当該更新申請は、保護期間満了前6月以内に提出しなければならない。

商標の保護期間が満了したが更新申請をいまだ提出していない場合、商標登録の出願人は、登録の更新申請を提出することができるが、保護期間維持に係る手数料及びサービス料金（遅延料を含む）を納付して、保護期間満了日から6月以内に提出しなければならない。商標の保護期間の満了日が公休日又は地方又は首都の商工局が申請を受け付けない日である場合、申請の受領日は翌就業日まで延長される。保護期間の維持を主張しない又は保護期間が終了した商標は、公知標章とみなされる。

第30条 権利の移転及び権利の移転の記録

商標、団体標章又は証明標章の所有者は、契約締結により、相続により又は譲渡として、自己の権利の全部又は一部を移転することができる。

商標、団体標章又は証明標章の権利の移転の場合は、譲渡人又は譲受人は、サービス料金を納付して、知的財産局が提供する申請書式により、地方又は首都の商工局に通知し、知的財産局に転送しなければならない。

知的財産局は、データベース上に及び登録簿に権利の移転を記録し、同内容を公報に公告し、譲受人に権利移転証について書面で通知しなければならない。譲受人が権利の移転を知的財産局に知らせる場合、譲受人は関係書類の写しを譲渡人に送付しなければならない。

商標、団体標章又は証明標章に関係する法人の移転が行われた場合、所有権の移転の書類を遵守する必要がある。別段の定めがない限り、法人の移転は、当該法人の商標の移転を含むものとみなされる。

説明の必要性又は疑義がある場合、知的財産局は、権利の移転を知らせる者が追加の情報又は書類を提出できるように、地方又は首都の商工局に通知することができる。

商標、証明標章又は団体標章を使用する権利の移転の場合、権利所有者は、地方又は首都の商工局に又は電子的手段を通じて、知的財産データベース上への記録のために書類を知的財産局に転送するように通知しなければならない。そうしない場合、譲渡人及び譲受人の何れの側にも効力が発生しない。

第31条 商標の使用許諾

商標の権利所有者は、当該権利から得られる利益を享受するために、自己の商標の一部又は全部の使用を他者に許諾することができる。これは、使用ライセンス契約の締結により行うことができるが、知的財産法第47条2及び4に定める商標権の移転とはみなされない。ライセンサー又はライセンシーは、本規則第30条に規定する手続に従い、地方又は首都の商工局を通じて、当該情報を知的財産局に送付することを知らせなければならない。

商標、証明標章又は団体標章の使用を許諾された法人の権利の移転があった場合、ライセンス契約又は当該権利の移転の書類に別段の定めがない限り、当該使用許諾は、法人の移転とともに移転されるものとみなされる。

商標の使用を許諾された法人の権利の移転の場合において、別段の定めがない限り、他者との、商標を使用するライセンス契約は無効とみなされない。

第32条 新たな書類の作成

知的財産局は、出願人又は書類の所有者に、関係書類又は知的財産局とやり取りをした書類の写しを送付するように通知し、同書類を含む写しの正確性及び完全性を検証しなければならない。

らない。

知的財産局は、損傷又は紛失した書類又はその他の書類を復元させるよう作成しなければならない。

第4章 商標登録及びその他の手続に関する代理人

第33条 商標登録及びその他の手続のための代理人になることができる者

次の者は、商標権者を代理し、商標登録及びその他の手続を行うことができる。

1. 複数の者との共同創作者であり代表者に選任された者
2. ラオス国内での法的行為を行う免許を有する弁護士
3. 知的財産代理人
4. 法人又は組織の従業者
5. 出願人に雇用された従業者として登録されたラオス国民

外国人である商標登録の出願人については、知的財産登録サービスを行う代理法人又はラオス国で法的行為を行う権限を有する弁護士を通じてのみ、商標登録出願を提出することができる。

代理人は、商標の出願人又は相続者の署名付きの委任状により選任された者でなければならない。知的財産局は、委任状の要件が法令に違反しない限り、委任状に規定する条件を認めるものとする。

第34条 委任状

委任状は次の内容を提示しなければならない。

1. 代理の要件及び範囲
2. 地方又は首都の商工局及び知的財産局に関係する如何なる行為も行うために委任される権限
3. 授權期間(ある場合)
4. 委任者は、地方又は首都の商工局及び知的財産局とのやり取りの最中に発生したサービス及び種々の費用にかかる支払を代理人が受け取る権利に影響を与えることなく、何時でも委任を取り消すことができる。

知的財産局は、委任状は1出願にのみ使用できると考える。委任状が代理の授權範囲及び授權期間又は委任状に関する他の手続を明記していない場合、委任状の効力は当該出願に関する手続又は他の手続が完了した時点で失効するものとみなされる。

委任状を発行する者が法人又は組織である場合、委任状は当該法人又は組織の授權された者の署名を有さなければならない。

第5章 商標業務の管理

第35条 商標業務の管理

商標の管理は2つの段階で実施される。

1. 中央レベルでは知的財産局
2. 地方レベルでは地方又は首都の商工局

第36条 知的財産局の権限及び義務

知的財産局は、次の権限及び義務を有する。

1. 省での審議のために提示する商標業務の管理に関する法律の調査、起草及び改正
2. 本規則及び商標業務に関する法律の導入普及
3. 登録、更新、名称及び／又は宛先の変更、使用許諾、権利の移転の申請及び商標に関するその他の申立の検討
4. 商標に関する情報の記録及び保管
5. 商標登録に関する登録解除、拒絶理由通知又は取消し等の検討
6. 知的財産局のデータベース上での商標検索サービスの提供
7. 商標登録に関する拒絶理由通知についての調査及び説明の検討
8. 産業活動の実施を組織化することについて地方又は首都の商工局と協働すること
9. 商標登録の奨励及び促進
10. 商標業務の実施に関する、省への定期的な概要及び報告の作成
11. 法令に従う権限の行使及びその他の義務の履行

第37条 地方又は首都の商工局の権限及び義務

地方又は首都の商工局は、次の権限及び義務を有する。

1. 申請及び商標に関するその他の申立の受領、最小要件に従う商標登録出願の正確性及び完全性の点検
2. 知的財産局への申請、手数料及びサービス料金の提出
3. 適切な場合は、地方、市の商工事務所への責任委譲
4. 商標登録業務の奨励及び促進
5. 商標活動の定期報告
6. 法令に従う権限の行使及びその他の義務の履行

第6章 最終規定

第38条 実施

知的財産局及び地方又は首都の商工局は、本規則を厳格に実施するために関係当局と協働しなければならない。

第39条 効力

本規則は、署名及び政府官報に掲載された45日後から効力を有する。

本規則は、2019年12月17日付け商標及び商号に関する決定No.2822を置き換えるものである。